

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第五号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、
同項第六号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第二十
一項」を「第十八条第三十項」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「第十
八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項第十号から第十三号までの規
定中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項第十四号中「第
十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を「第十八条第三十八項第一号若しくは
第二号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる
規定の施行の日から施行する。